

国設浅間鳥獣保護区
浅間特別保護地区

指定計画書（案）

平成 年 月 日

環 境 省

第1 記載内容

1 特別保護地区の名称

浅間鳥獣保護区特別保護地区

2 国設鳥獣保護区の設定区分

大規模鳥獣生息地の保護区

3 特別保護地区の区域

浅間鳥獣保護区のうち群馬県吾妻郡嬭恋村所在の国有林草津森林計画区一―二―林班の区域

4 指定の理由

当該地域は、国設浅間鳥獣保護区の中心的な箇所に位置し、上信越高原国立公園の指定を受け、良好な自然環境が維持され、イヌワシをはじめとする鳥獣の生息・繁殖・採餌にとってきわめて重要な区域となっていることから、この環境の保全を図るため、特別保護地区として指定するものである。

5 指定する特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 947 ha

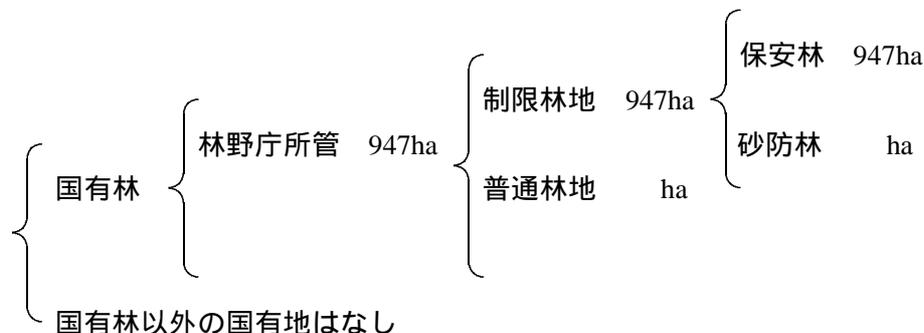
内 訳

ア 形態別内訳

林野	947 ha
農耕地	ha
水面	ha
その他	ha

イ 所有者別内訳

国有地 947 ha



地方公共団体有地	ha	}	都道府県有地	ha
私有地等	ha		市町村有地等	ha
公有地水面	ha			

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域（上信越高原国立公園）

特別保護地区	720ha
特別地域	16ha
普通地域	211ha
計	947ha

文化財保護法による地域 - ha

6 特別保護地区の存続期間

平成13年11月1日から平成23年10月31日まで

7 指定区域における鳥獣の生息状況

(1)当該地域の概要

当該区域は、浅間山の北斜面及び黒斑山北西面の標高1,540～2,500mの地域で、浅間山北斜面は火山の噴出物による荒地が主体で、その他の地域にはシラビソオオシラビソ群落等亜高山帯自然植生、カラマツ天然林等が見られ、活動範囲の広い鳥獣の生息にとって中心的な地域となっている。

(2)生息する鳥獣類

（アンダーラインを付したものは特別天然記念物・天然記念物・保護増殖鳥獣、印を付したものは通常観察されるものを示す。）

ア 鳥類

イヌワシ、ホトトギス、アマツバメ、イワツバメ、カヤクグリ、コマドリ、ルリビタキ、メボソム シクイ、クイダタキ、キバシリ、マヒワ、ホシガラス

イ 獣類

ツキノワグマ、キツネ、テン

(3)当該地域の農林水産物の被害状況

なし

8 鳥獣法第8条ノ8第9項の規定による補償に関する事項
なし

9 国設鳥獣保護区（特別保護地区）の設定（指定）及び維持管理に関する事項
老朽化した制札・案内板及び巣箱、給餌台、給水器等の取り替え等を実施する。